

山形県ものづくり企業技術開発支援受託研究実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、山形県工業技術センター（以下「センター」という。）が事業者の委託を受けて行う研究調査等（以下「受託研究」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において受託研究とは、センターの技術的知見を活用して行う次に掲げる業務であって、これに要する経費（以下「受託料」という。）を委託する者が負担するものを指す。

- (1) 研究調査
- (2) 技術開発
- (3) 試験、分析、加工（山形県工業技術センター手数料条例（昭和41年3月県条例第16号）で定めるものを除く。）

(受託の基準)

第3条 受託研究は、センターの業務に支障がないものであって、受託研究の実施により県内企業等の技術的課題の解決が図られるもの又は次の各号のいずれかに該当し、事業者からの研究調査等の受託に伴う成果を県内企業等へ普及することにより本県産業の活性化に資するものを対象とする。

- (1) 生産技術の向上を促進するために必要又は有益であると認められるもの
- (2) センターが行う試験研究と関連して実施することが必要又は有益であると認められるもの
- (3) センターが行う試験研究に重要な資料を提供することが見込まれるもの
- (4) センターの施設若しくは機器又はその職員の有する専門技術が特に必要であると認められるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、山形県工業技術センター所長（以下「所長」という。）がセンターで実施することが特に必要又は有益であると認めたもの

(受託料)

第4条 受託料は、旅費、需用費、役務費、備品購入費等の当該業務遂行に直接必要な経費に相当する額（以下「直接経費」という。）、受託研究に従事する研究員の人件費に相当する額（以下「人件費」という。）及び当該業務を受託するに当たり、直接経費以外に必要となる諸経費を勘案して定める額（以下「間接経費」という。）を合算した額とする。

2 前項の規定に関わらず、国、地方自治体、独立行政法人、一般財団法人等（以下「国等」という。）が公募により助成等を行い実施する研究の委託（国等からの補助、委託、再委託を受けて実施する事業を含む。）

であって、対象経費等に関する定め（以下「国等が定める規則」という。）がある場合には、国等が定める規則及び県条例等に基づき算出するものとする。

（委託の申請）

第5条 センターに研究調査等を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、山形県の会計年度の11月30日までに委託研究申請書に必要事項を記入し、知事に提出する。

2 委託者は、センターに研究調査等を委託するにあたり、センターが外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく経済産業大臣の許可を必要とする可能性がある場合は、所長にその旨を申し出るものとする。

（受託研究契約の締結）

第6条 知事は前条の申し込みを受理したときは、受託研究実施計画を作成させるとともに、第3条の基準に基づき速やかに審査に付する。

2 前項の審査の結果、受託することが適当と認められるときは、委託者へ審査結果を通知するとともに、受託研究に関する契約を締結する。

3 委託内容が、受託することが適当でない認められるときは、受託しない旨を委託者に通知する。

（補助員の派遣）

第7条 委託者は、委託期間中、必要に応じて補助員をセンターに派遣することができる。

2 委託者は、前項の補助員を派遣する場合は、知事に対し別途定める誓約書を提出する。

3 知事は、第1項の補助員に係る雇用上の一切の責務は負わないものとする。

（受託料の納付等）

第8条 委託者は、知事と第6条第2項に規定する契約を締結後、県の発行する納入通知書により受託料の全額を一括して遅滞なく納付する。

2 知事は、委託者が前項の納入通知書に指定する期限までに受託料を支払わないときは、第6条第2項に規定する契約を解除することができる。

3 委託者は、センターの出した成果が委託者の期待した水準に達しないという理由で、納付した受託料を返還請求することができない。

（受託研究の中止等）

第9条 知事は、業務に支障を来すため、又は天災その他やむを得ない事由により業務の継続が困難と判断されるときには、これを中止又は延期させることができる。

2 業務が中止となった場合の受託料については、現に中止の前までに行っていた業務に要した費用の合計金額とする。

- 3 前項における合計金額が、受託料に満たない場合は、知事は速やかにその差額を委託者に返還する。
- 4 業務が延期となった場合の受託料については、前2項の取扱いに準じるが、研究を再開する目途が明らかなきときは、委託者との協議により変更契約を締結する。

(受託研究結果の報告)

第10条 知事は、受託研究が終了又は中止（延期の場合を含む。）したときは、受託研究報告書を作成し、委託者に報告する。

(受託研究結果の公表)

第11条 知事は、委託者の同意を得て研究結果を公表することができる。

(成果の帰属)

- 第12条 受託研究の成果として、発明等がなされた場合については、その取扱いを県と委託者との協議により定めるものとする。
- 2 前項の研究の成果とは、発明、考案、意匠、ノウハウその他一切の技術的成果をいう。
 - 3 県及び委託者は、研究成果のうちノウハウに該当するものについて、協議のうえ、速やかに指定するものとする。

(業務の委任)

第13条 第8条の受託料の納付等、第9条の受託研究の中止等、第10条の受託研究結果の報告、第11条の受託研究結果の公表に係る知事の権限については、所長に委任させる。

(補則)

第14条 この要綱の施行に際し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。